

志賀原子力発電所 原子炉施設保安規定変更の認可について

平成24年6月7日
北陸電力株式会社

本日(6月7日)、「志賀原子力発電所 原子炉施設保安規定¹」の変更について、経済産業大臣から認可を受けましたので、お知らせします。

当社は、人事制度の見直し内容²を反映し、原子炉主任技術者の職位について、「支配人以上」を「支配人又は特別管理職A級³以上」に変更する保安規定の変更認可申請を行いました。
(5月17日お知らせ済)

本日(6月7日)、上記申請について経済産業大臣から認可を受けたものです。

以 上

1 原子炉施設保安規定

原子炉の運転や保安のために必要な事項を定めた規定であり、事業者が作成・申請し、国の認可を受けているもの。

2 人事制度の見直し内容

今後、支配人を新たに選任しないこととし、現職がいなくなった段階で、支配人制度を廃止する。(4月26日お知らせ済み)

3 特別管理職A級

支配人制度廃止に伴い新設する職位。